

項目	地域	大和郡山市（開発指導要綱）
適用範囲 (第3条)		この要綱は、市の区域内において行われる次の各号に掲げる行為に適用する。ただし、国又は地方公共団体が行う行為であつて、市長がこの要綱の適用について、特に必要でないと認めた場合は、この限りでない。 (1) 開発行為であつて、当該開発行為に係る土地の面積が500㎡以上のもの (2) 地上における階数4以上の建築物 (3) 用途が共同住宅であつて、地上における階数が3かつ住宅戸数が20以上のもの (4) 店舗(大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)に規定する店舗)を建築する場合で、同法第3条による店舗面積の合計が1,000㎡を超えるもの
開発事業の協議等 (第4条)		1. 前条の規定により、この要綱の適用を受ける開発者は、関係法令に基づく手続を行う前に、あらかじめ市長及び関係機関にこの要綱に基づく協議を行わなければならない。 2. 前条に規定する開発事業のうち、市長が特に必要と認めた場合、要綱施行細則に規定する宅地開発審査会の審査を受けなければならない。
事前協議の手続等 (第5条)		1. 開発者は、前条第1項に基づく協議を、事前協議申請書を市長及び関係機関に提出して行うものとする。また、都市計画法第32条の規定に基づく協議を兼ねることができ、協議完了後速やかに32条協議報告書に必要書類を添付し、市長に提出しなければならない。 2. 前項の協議完了後、建築行為計画申請書を市長に提出するものとする。なお、都市計画法第29条の規定に基づく申請を行う場合は、この限りでない。
福祉のまちづくり (第6条)		開発者が行う開発事業計画は、奈良県住みよい福祉のまちづくり条例(平成7年3月奈良県条例第30号)に基づき、障害者、高齢者その他日常生活又は、社会生活に身体の機能上の制限を受けるものをはじめとするすべての住民にとって安全で快適な生活環境が確保できるよう十分に配慮した計画とする。
開発事業計画の公開 (第7条)		1. 開発者は、当該敷地内で周辺から見やすい場所に開発事業計画の概要を記載した標識を設置し、地域住民に公開するものとする。 2. 標識を設置する期間は、第5条第1項に規定する事前協議書の提出日から当該建築の工事に着手する日までとする。
地元住民への周知 (第8条)		1. 開発者は、開発事業を行う場合は、地元住民等(周辺住民及び隣接土地所有者等)に次の各号に掲げる事項について、説明会等の方法により説明を行い、開発事業の周知を図ると共に必要な事項については協定を締結する等、誠意をもって協議を行わなければならない。 (1) 建築物の敷地形態、規模及び配置計画 (2) 当該開発事業の規模、構造及び用途 (3) 当該開発事業に関する工期、工法及び作業方法(工事車両通行の日時、頻度、工事車両の規模、進入路)等 (4) 当該開発事業の工事中の騒音、振動等の防止策及び工事中の安全対策 (5) 当該開発事業に伴って生ずる電波、日照等に対する状況 (6) 汚水、雨水の状況 (7) その他、当該開発事業に伴い、近隣住民が影響を受けると思われる事項 2. 開発者は、前項に定める説明会以外においても、近隣住民から開発事業計画に関する問い合わせがあったときは説明を行い、必要な場合は説明会の開催等により誠意をもって対応すること。 3. 開発者は、前2項の規定に基づく住民説明会の内容、協定等の内容及び対応状況等を、地元協議報告書により市長に報告し、その確認を受けなければならない。
公共施設の費用負担 (第10条)		1. 下水道、上水道の費用負担については、次の各号によるものとする。 (1) 下水道 大和郡山市都市計画下水道事業受益者負担に関する条例(昭和45年12月大和郡山市条例第26号)により管理者と別途協議するものとする。 (2) 上水道 大和郡山市水道事業分担金規定(昭和49年3月大和郡山市水道局管理規程第1号)により管理者と別途協議するものとする。
ワンルームマンション (第11条)		1. 開発者は、ワンルームマンション(主として独立した2以上の居室を有しない住戸で構成された共同住宅をいう。)の住戸専有面積(共用部分、バルコニー等を除いた面積をいう。)については、1戸当たり18㎡以上を確保しなければならない。 2. 開発者は、ワンルームマンションの適正な管理を維持するため、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。 (1) 使用規定を定め、入居者にこれを遵守させること。 (2) 理人室を設け、管理人を配置すること。計画戸数が30戸未満の場合はこの限りでないが、ホールの見やすい場所に管理責任者の氏名、緊急連絡先等の表示板を掲げ、適切な管理が行われるようにすること。
公共、公益施設の施行等		1. 開発者は、必要となる公共施設及び別表に定める公益施設設置基準により必要となる施設等について、市長及び関係機関に協議のうえ自己の負担において施工しなければならない。

項目	地域	大和郡山市（開発指導要綱）					
公共、公益施設の施行等 （第9条）	2. 既に開発事業の許可等を受けた者が当該地域に隣接して行う場合、又は複数以上の開発者が隣接して開発事業を行う場合は、その開発規模を合わせた開発事業とみなし前項の規定を適用する。						
	（別表）						
	開 発 規 模		保育所	幼稚園	小学校	中学校	集会所
	開発面積(ha)	計画戸数(戸)					
	0.3以上1未満	15以上50未満					市長に協議
	1以上4未満	50以上120未満					1箇所
	4以上8未満	120以上240未満					1箇所
	8以上12未満	240以上360未満	市長に協議	市長に協議			1箇所
	12以上16未満	360以上480未満	市長に協議	市長に協議			1～2箇所
	16以上20未満	480以上600未満	市長に協議	市長に協議			1～2箇所
	20以上40未満	600以上 1,200未満	1箇所	1箇所	市長に協議		2～4箇所
	40以上80未満	1,200以上 2,400未満	1～2箇所	1～2箇所	1校	市長に協議	4～8箇所
80以上120未満	2,400以上 3,600未満	2～3箇所	2～3箇所	1～2校	1校	8～12箇所	
120以上	3,600以上	3箇所以上 1,200戸につき1箇所	3箇所以上 1,200戸につき1箇所	2校以上 2,400戸につき1校	2校以上 4,800戸につき1校	12箇所以上 300戸につき1箇所	
公共・公益施設	道路 （第12条）	1. 開発者は、開発事業により設置される道路を奈良県の実地調査等に関する審査基準集(技術基準編)(平成15年11月)及び大和郡山市開発指導要綱技術基準(以下「市技術基準」という。)に基づいて施工しなければならない。 2. 開発区域内に都市計画道路等の新設及び改良計画が決定されている場合は、開発者の負担で施工しなければならない。この場合において、連絡道路については、将来の交通量を勘案して施工しなければならない。 3. 開発区域内及び開発区域に接続して都市計画道路及び幹線道路等を施工する場合は、関係機関と協議すること。					
	公園、緑地、広場 （第13条）	1. 開発者は、奈良県の実地調査等に関する審査基準集(技術基準編)及び市技術基準に基づいて公園等を設置しなければならない。なお、環境保全等を考慮し可能な限り緑の確保に努めるものとする。 2. 前項の公園等の位置については、防災及び非常災害時の避難場所として役立つように決定し開発者の費用で整備しなければならない。					
	下水道 （第14条）	1. 下水道計画は、大和川上流流域関連公共下水道として上位計画に基づき、奈良県の実地調査等に関する審査基準集(技術基準編)、市技術基準及び市公共下水道構造基準に適合したものでなければならない。 2. 開発者は、市公共下水道認可区域内又は区域外を問わず排水計画を定め、事前に市公共下水道管理者と協議し、その指示によらなければならない。その計画を変更しようとする場合も同様とする。 3. 開発による流域の変更は、原則として認めない。					
	雨水排水 （第15条）	1. 雨水排水は、放流先の水利権者又は管理者と協議の上、開発区域を含む集水区域全体の流量を勘案し、排水路等に適切かつ有効に排出できるように接続されていなければならない。 2. 開発者は、雑排水等の流入がある場合、放流先の水利権者又は管理者の同意を得ること。 3. 雨水排水施設の構造等は、奈良県の実地調査等に関する審査基準集(技術基準編)及び市技術基準に基づくこと。					

項目	地域	大和郡山市（開発指導要綱）
公共・公益施設	治水対策 (第16条)	1. 開発者は、大和川流域の総合治水対策の一環として、奈良県県土マネジメント部河川課（以下「県河川課」という。）の定める大和川流域調整池技術基準、大和川流域防災調整池等技術基準（小規模開発雨水流出抑制対策）及び大和郡山市の定める技術基準に基づき、県河川課と協議のうえ、雨水流出抑制施設（以下「調整池等」という。）を設置しなければならない。 2. 調整池等を管理する物は、大和川流域における総合治水の推進に関する条例（平成29年奈良県条例第13号）に基づき、適正に管理しなければならない。
	消防貯水施設等 (第17条)	1. 開発者は、消防水利施設の設置等について、事前協議申請書（様式第1号）を奈良県広域消防組合大和郡山郡山消防署等関係機関に提出して協議するものとする。 2. 防火水槽用地は、道路、公園等の敷地以外に確保すること。
	交通安全対策 (第18条)	1. 開発者は、開発区域内の道路交通及び開発区域に通ずる区域外の主たる道路交通における、道路標識、道路標示、区画線、交通安全施設、駐車施設等の設置について、事前協議申請書（様式第1号）を警察署等関係機関に提出して協議するものとする。 2. 開発者は、開発事業計画を策定する際、工事車両の運行計画等について事前に、開発区域を管轄する警察署と協議するものとする。
	防犯カメラの設置 (第19条)	1. 開発者は、駐車場を併設するコンビニエンスストアその他の不特定多数のものが利用する施設を建築しようとする場合は、市長と協議の上、自己の負担において、駐車場等に向けられた防犯カメラの設置に努めなければならない。 2. 前項の設置に当たっては、本市が定める防犯カメラの設置及び運用に関するガイドラインを遵守しなければならない。 3. 開発者は、第1項の規定により設置した防犯カメラの維持管理を適正に行わなければならない。
	通学路等の安全対策 (第20条)	開発者は、開発区域内外の通学・通園路について事前に市担当課と協議すること。
	上水道 (第21条)	開発者は、開発事業を計画する場合、当該開発区域の給水計画について市上下水道事業の管理者に協議するものとする。
	駐車、駐輪施設 (第22条)	開発者は、駐車、駐輪施設について、開発事業に伴う建築物の用途・規模、居住者数・従業員数・来客数、及び居住者の安全等を考慮し、次の基準により適切に配置するものとする。また、大和郡山市違法駐車等の防止に関する条例(平成9年3月大和郡山市条例第9号)第5条に基づき、違法駐車等の防止に努めなければならない。 (1) 駐車施設は、原則として開発区域内に設置し、その駐車台数は、住宅(寄宿舍、寮を含む。)の場合1戸につき1台以上とする。住宅以外の建築物(事務所、店舗、工場等)の場合は、別途協議の上確保するものとする。 (2) 前号の駐車施設の面積は、1台あたり12.5㎡(2.5m×5m)を標準とする。ただし、機械式については、別途協議とする。 (3) 共同住宅の場合は、駐輪場を1戸につき1台以上とする。また1台あたりの置場面積は、1.2㎡(0.6m×2m)を標準とし、機械式については、別途協議とする。住宅以外の建築物(事務所、店舗、工場等)の場合は、別途協議の上確保するものとする。
ごみ集積施設 (第23条)	1. 開発者は、ごみ集積施設設置について担当課と協議すること。 2. 共同住宅の場合、開発者は、次の各号に定めるごみ集積施設を設置するものとする。 (1) 開発区域内においてごみ収集車が容易に横付けできる場所に、建築物の計画戸数1戸あたり0.15㎡を乗じて得た面積のごみの集積施設を基本として設置しなければならない。ただし、ダストシュートは設置しないものとする。 (2) 施設の構造は、コンクリートブロック造、コンクリート造等として三方を囲むものとする。また壁の高さは、屋根を有しない場合は1.5m以上とし、屋根を有する場合は2.0m以上とする。 (3) 水道設備及び排水設備を設置し、施設の見やすいところに必要な事項を説明した表示板を設置するものとする。なお、扉を設置する場合は、観音開きを基本とする。	
公害に対する措置 (第22条)	1. 開発者は、開発事業により公害発生のおそれがある場合は、市長に協議するとともに公害防止対策等必要な措置を講じなければならない。 2. 開発者は、開発事業により周辺住民等から苦情等の申出があった場合は、速やかに万全の対策を講じるとともに、誠意をもって自主的に解決しなければならない。	
文化財 (第24条)	1. 開発者は、埋蔵文化財包蔵地及びその周辺において開発事業を行う場合は、事前に市教育委員会と協議し、保存の必要がある場合はその対策を講じなければならない。 2. 前項に規定する地域以外の地域で、開発事業に際し埋蔵文化財等を発見したときは、速やかに市教育委員会に届け出てこれらの処置等について協議し、開発者の責任において保存の対策を講じなければならない。	

項目 / 地域	大 和 郡 山 市 （開発指導要綱）
公共、公益施設の引継ぎ等 (第26条)	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 開発者が施工又は設置した公共、公益施設は、この要綱に定めるもののほか市長に協議のうえ、原則として市に引き継ぐものとする。</li> <li>2. 開発者は、前項の引継に関し、別に定める公共施設引継検査要領に従い、公共、公益施設の管理者となるべき者に関係図書を提出し、引継検査(中間検査を含む。)を受けなければならない。</li> <li>3. 市長は、前項の引継検査の結果、当該公共、公益施設に不備がないと認めるときは、開発者に対し引継検査合格証を交付するものとする。</li> <li>4. 前項の定めにより帰属することとなる公共施設の維持管理及びその費用負担等について別に定める場合は、管理者となるべき者又は市長が必要と認める者との間において管理協定を締結するものとする。</li> </ol>
建築協定の締結 (第27条)	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 開発者は、良好な生活環境の維持増進を図るため、大和郡山市建築協定に関する条例(昭和62年12月大和郡山市条例第30号)に基づく建築協定の主旨にのっとり良好な居住環境を確保するため建築協定の締結に努めなければならない。</li> <li>2. 開発者は、前項による建築協定を締結した場合は、敷地購入者等にその旨の周知を図らなければならない。</li> </ol>
施行改正年月日	平成30年 10月 1日施行